

## 【第6回新城南部企業団地産廃対策会議（26.12.18開催）概要】

今回は、新城市議会による産廃施設対応の経過を市議会経済建設委員会が報告しました。産廃事業者タナカ興業の社長を招いての質疑応答、同社東細谷工場（豊橋市内）及び堆肥搬出先農地（田原市内）の視察、同種施設で同様の脱臭装置のある新潟県新発田市の3施設の視察等の報告がありました。

前回同様、産廃対策会議委員の他に八名区長会各区長を交えての会議となりました。（新城南部企業団地産廃対策会議第4条第2項を適用）

### 1. 新城南部企業団地産廃対策会議要綱及び傍聴要領の一部改正について （資料1及び2）

市議会の報告に先立ち、対策会議の要綱と傍聴要領の一部改正がありました。

これは、会議の取り回し等は新城市環境部長が行う規定でしたが、不在となるため、環境部副部長が代わりに行うことにしたものです。

### 2. 今後の予定（タナカ興業からの資料の入手について） （資料3）

前回会議では、タナカ興業に対する質問への回答が遅れることを伝え、回答を待つ間に同社が愛知県に対して申請した産廃処分業許可申請書の図面等を資料として入手することを伝えましたが、県が審査の過程で、不明点を質し、その答えを要求しているため、今後、図面等の資料等が差し替わる予定であるので、質問への回答同様に図面等の資料も遅れていることを伝えました。

産廃処分業許可申請書の添付書類一覧をもとに今後、提出を依頼する資料の確認を行い、引き続き早期の提出を促すことにしました。

### 3. 新城市議会（経済建設委員会）の対応経過の報告 （資料4）

パソコンとプロジェクターを使って、スクリーンに説明資料を映して、市議から説明がありました。

今後も市議会としては、市民、行政と情報を共有して対応していくとし、基本方針は、「事実に基づき、法に則り判断する。」そして、「責任の明確化、産廃対策会議を中心とした活動支援」と報告がありました。

その後、市議と委員らで質疑応答がありました。主な内容は、次のとおりです。

Q.（委員）タナカ興業が説明した内容は、黒田地区と市議会経済建設部会でのものは相違点があります。タナカ興業が受け入れた下水道汚泥や木材チップに問題があると思いますが、そうした問題の本質はどこにあると考えていますか。

A.（市議）砒素はどこから出たのか分からない状況ですが、タナカ興業の堆肥の安全性は提出データでは確認できていません。ただ、タナカ興業が専門業者に成分の分析を依頼した結果では、問題なしと判断しています。問題の本質は、堆肥の有用性の面でも、環境に配慮した循環型の堆肥になっているかどうかだと思います。

Q. (委員) 峰野県議による県議会での質問から、下水道汚泥はリサイクルのためではなく、下水道事業者が自己完結型で処理すべきもので、県に問題があると感じました。それは、どう捉えていますか。

A. (市議) 下水道汚泥の焼却処理は、自分としては環境問題の大きなテーマと絡んでくると思っています。昨今の異常気象などで循環が崩れてきています。下水道汚泥を農地に還元することは、窒素やリンなどの有用な成分が含まれているから有効で、そのための技術や法整備が望まれています。今後は、市民の皆さんを含めて自分たちの生活を見直していくことが必要に感じています。

市議会が全会一致で出した県への意見書では、県下水道汚泥等は県として広域に処理し、個々の自治体の問題にすべきではないとしました。

Q. (委員) 環境保全協定は、県の許可が下りた際に締結すべきものですが、どのタイミングで締結するのがベストと考えていますか。

A. (市議) 市が責任を持って結ぶので、心配事を全て盛り込むように議会としても市にお願いしていきます。タイミングとしては操業前です。

Q. (委員) 東細谷工場を見てどう感じましたか。

A. (市議) 視察当日、東細谷工場は産廃処理をしていませんでしたが、製品管理が難しく決して及第点は与えられないと感じました。

#### 4. その他

今後の予定として同業他社の視察が持ち越しになっていました。民間で下水道汚泥を処理している所というオーダーでしたが、民間で優れた脱臭装置が付いている所は限られます。条件を全て満たしたものではありませんが、関連のある次のものを紹介します。

- ・愛知県豊川浄化センター（豊橋市）  
下水道汚泥の堆肥化等の処理をしています。1月20日に見学会があります。
- ・(有) 環境テクシス（豊川市）  
食品残渣の飼料化がメインですが、社長が汚泥堆肥化の研究者です。
- ・(株) 大地（岐阜県瑞浪市）  
脱臭装置をロックウールから他のものに変えました。
- ・大栄環境（株）（兵庫県三木市）  
今年9月から稼働しています。最新のロックウール脱臭装置を設置しています。

#### 5. 次回会議の開催について

未定です。1月以降で調整の予定です。期日が決定したら連絡します。

## 新城南部企業団地産廃対策会議要綱

## (目的)

第1条 新城南部企業団地における産業廃棄物中間処理発酵施設（以下「産廃施設」という。）の操業による周辺地域の環境への影響等の課題（以下「課題」という。）に関し、八名地区の住民（以下「地域住民」という。）が情報を共有し、市民、事業者及び行政が一体となった環境保全の取り組みを図ることにより、地域の環境汚染を未然に防止するため、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

## (組織・任期・報償等)

第2条 対策会議は、委員25人以内で組織し、委員は、新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に準じた関係地域から選出された者及び八名こども園、八名小学校、八名中学校に通う児童の保護者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の報償は、支給しない。ただし、費用弁償は支払うことができる。

## (関係地域)

第3条 関係地域は、条例施行規則第8条の規定に準じて、産廃施設から概ね半径1キロメートルの範囲にある行政区及びそれに隣接する行政区とする。

## (会議の運営)

第4条 対策会議は、市長の要請により委員を招集し、その会議の取り回しは、環境部長が行う。

2 必要があると認めるときは、対策会議に市職員、市議会議員及びその他の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

## (会議の任務)

第5条 会議は、次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 課題に関する委員の意見を聴き、整理すること。

(2) 課題の解決策を検討し、協議すること。

(3) 対策会議において収集した情報及び検討した事項を八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告すること。

(4) 条例第9条第1項に準じた説明会の開催及び条例第14条第1項に準じた環境保全協定の締結に向けて産廃施設設置事業者から意見を聴くこと。

(5) 上記の他、対策会議の目的を達成するための任務。

## (会議の公開)

第6条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

## (庶務)

第7条 本会の庶務は、新城市環境部環境課において処理する。

## 附 則

1. この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

2. 対策会議は、第1条の目的が達せられたと委員の過半数が認められたときまでとする。

3. 対策会議の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

## 附 則（平成26年12月18日）

1. 環境部長が不在の場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、環境部副部長が行う。

## 新城南部企業団地産廃対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴定員は定めない。ただし、会場の収容人員を超える場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会場の指定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、環境部長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第7条 環境部長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、新城南部企業団地産廃対策会議において別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月19日から施行する。

附 則 (平成26年12月11日)

環境部長が不在の場合は、環境部副部長に読み替えるものとする。

## 産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業許可申請添付書類一覧表

## 【申請者が法人の場合】

※申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

No.	添付書類	新規	更新	変更
1	事業計画の概要を記載した書類 (様式第七号の1)	●	△	●
	(様式第七号の2) (中間処理施設を有する場合)	●	△	△
	(様式第七号の3) (最終処分場を有する場合)	●	△	△
	(様式第七号の4)	●	△	●
	(様式第七号の5)	●	△	●
2	事業の用に供する施設に関する書類			
	① 事業場全体図面 (施設、保管場所、建物の位置を記載してください)	●		△
	② 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	●		△
	③ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し	●		△
	④ 中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類 (申請者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等)	●		△
	⑤ 中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書	●		△
	⑥ 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 (当該施設が法第15条の許可を受けた施設である場合を除く。)	●		△
	⑦ 事業場付近の見取図	●		△
	事業の用に供する土地に関する書類			
	① 当該土地の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	●	△	△
	② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書 (申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付)	●	△	△
	③ 公図 (施設、保管場所の位置を記載してください)	●		△
	④ 土地所有者の承諾書 (土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用)	●		●
	⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書 (公道等を挟んでいる土地は不用)	●		●
⑥ 他法令チェック票	●		△	
⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△	
3	中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (様式第十一号) (※1)	●		△
4	産業廃棄物の処分に関する講習 (特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の処分に関する講習) の修了証の写し (受講者は、役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。)	●	●	●
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (様式第十二号)	●	●	●
6	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書 (販売費及び一般管理費の内訳、売上 (又は製造等) 原価の内訳を含む。)、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し (別表1 (1)、別表4)、確定申告書の添付書類の写し (勘定科目内訳明細書のうち買掛金 (未払金・未払費用) の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書) 及び法人税の納税証明書 (その1) (※2)	●	●	●
7	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△	△
8	事務所付近の見取図 (2の⑦が添付されており、同一の場合は添付省略可)	●		△
9	定款 (又は寄附行為) 及び登記事項証明書 (※3) (定款、寄附行為は原本証明してください)	●	●	●

産業廃棄物処分量・特別管理産業廃棄物処分量許可申請添付書類一覧表  
【申請者が法人の場合】

No.	添付書類	新規	更新	変更	
10	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	●	●	●	
11	法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し(※4)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(※5)	●	●	●	
12	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し(※4)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(※5) (これらの者が法人の場合は、登記事項証明書(※3))	●	●	●	
13	政令使用人に関する書類	① 申請者に令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)がある場合には、その者の住民票の写し(※4)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(※5)	●	●	●
		② その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書	●	●	●
14	今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書				
	(1) 提出が必須の場合 ① □業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。(直前3年間の経常利益等金額(経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額)の平均値及び直前の経常利益等金額が共にプラスである場合を除く。) イ 債務超過である。(直前3年間の経常利益等金額の平均値及び直前の経常利益等金額が共にマイナスである場合を除く。) ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△	△	△	
15	感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、次に掲げる書類 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	●	●	△	
16	優良認定を受		●		
17	けようとする場合に必要書類				
18	「産廃情報ネット」上で規則第9条の2第2号に規定する公表事項の情報を公表・更新している旨の証明書又は自らのホームページにおいて情報を公表・更新した時点における該当部分をプリントアウトしたもの(申請の前6月間分のもの。既に認定を受けている場合は、前回認定に係る許可日から申請の日までのもの。)		●		
19	IS014001又はエコアクション21の認証書の写し		●		
20	電子マニフェストの使用証の写し		●		
	消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書		●		

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する内容がある場合のみ添付が必要なもの(更新・変更の場合は現行許可の内容に変更のある場合のみ添付が必要なもの。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)

※1…予定処分先が愛知県許可以外の処分業者の場合は処分業者の処分量の許可証の写しを添付してください。

※2…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申請を行っている場合は申請時の受信通知を添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※3…履歴事項全部証明書

※4…本籍(外国人にあつては国籍)の記載のあるものに限るものとする。

※5…成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は未成年者の場合には提出不要です。

(注) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。